

第 1 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 1 月 1 9 日(月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

(3) 議案第 4 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 10名

12番	佐川	正治	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤良	平次	17番	小豆畑	元
18番	添田	健	19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫
22番	福田	正三						

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 2名

11番 近藤 強 21番 矢内 常男

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第1回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、4番 永沼善恵委員 を指名いたします。

(1) 議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和8年1月11日 午前10時より 譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の長男の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏と私の5名で調査しました。
申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面1.5kmほど直進すると〇〇〇〇地区へ進む〇〇〇〇を左折し約50mほど直進した道路右側に位置する
字〇〇〇〇番地 地目 田 995㎡です。
申請理由は、昨年まで耕作していましたが高齢になり、後継者もいないことから、同じ地区で営農の規模拡大をしている譲受人へ譲渡することにしました。
譲受人は、現在、規模拡大を図っているところであり、後継者もいること

から耕作していくのに何の問題もありません。

また、地域農業活動の取り決めを守り、積極的に参加、協力をしていくと
のことです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等
ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項番号1について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました大串政一委員に
報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年1月11日 午前10時20分より 譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人
〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏と私の5
名で調査しました。

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折
し〇〇〇〇面1.5kmほど直進すると〇〇〇〇地区へ進む〇〇〇〇を左
折し約50mほど直進した道路右側に位置する

字〇〇〇〇番地 地目 田 1, 252㎡

字〇〇〇〇番地 地目 田 908㎡ 計2, 160㎡

です。

申請理由は、昨年まで耕作していましたが、高齢になり、後継者もない
ことから、農地を手放すことを考え、同じ地区で規模拡大を図っている譲
受人へ譲渡することにしました。

譲受人は、現在、規模拡大を図っているところであり、後継者もいること
から耕作していくのに何の問題もありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ

どよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等
ございませんか。

永沼善恵委員 ○○○○氏と○○○○氏が同住所ですが、所有権を分けたということですか。

事務局係長 親子関係で、所有権はもともと別です。

議 長 他にありませんか。

ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項番号2について、
承認するものと決定いたします。

(2) 議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1は第3種農
地、番号2は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めま
す。

岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年1月13日火曜日午前10時より、荒木事務局長、岸浪係長、譲
受人の○○○○氏と譲渡人の○○○○氏の双方の代理人である○○○○
氏、農地利用最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏と私の6名で調査
しました。

申請地は、○○○○線○○○○交差点より○○○○方面へ向かい約150
m先のT字路を右折し、約150m先の左側に位置する
字○○○○番 地目 田 843㎡です。

申請理由は、譲受人の○○○○氏は、○○○○に在住しており申請地の耕

作はできませんでした。譲受人の〇〇〇〇は、石川町で住宅用分譲地の取得を検討してきた中、申請地は都市計画地域内にあり、水道施設が整備され公道に面しており、幹線道路の〇〇〇〇線へのアクセスもよく、また、近隣には商業施設が充実しており、さらに、小中学校等の文教施設もあることから今回の申請にいたりました。

地盤を道路の高さまで盛土するため、隣地と高低差が生じる北側および東側にはコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

汚水については、合併浄化槽を設置し、町道側溝に排水します。

雨水は、自然浸透により処理します。取水は、町道に埋設されている既設水道管より引き込みます。

したがって、農業用排水施設の有する機能に影響を及ぼすことはありません。

北側と東側に建物、西側と南側は道路となっており、周辺農地に影響はないと思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。
調査日は、令和8年1月13日 9時45分より行いました。
代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、最適化推進員の小豆畑氏、伊藤氏と私の6名で、字〇〇〇〇番、地目 田、1, 109㎡と、字〇〇〇〇番 地目 田、992㎡の2筆を調査しました。

場所は、〇〇〇〇西側道路から〇〇〇〇線の踏切を500m〇〇〇〇方面に進んだ道路左手に位置します。

当該地は休耕状態で、譲渡人の〇〇〇〇氏および〇〇〇〇氏は、今後も耕作する予定な無い事から、〇〇〇〇へ所有権を移転し、太陽光発電の設置を行うものです。

設置に当たっては、土地造成は行わず草刈りを行い整地するのみです。

雨水は施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、過去の水田土側溝部分で排水されます。

また、周辺耕作農地への日照等の支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

（4）議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

議 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請番号1を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年1月13日 9時30分より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏と私の5名で現地確認しました。

変更物件は、令和7年7月17日開催 第7回総会に申請のあった字〇〇〇〇番地 他2筆 地目 畑 1, 262㎡です。

変更理由は、巨石があり予定通りパネルが設置できないということから、隣地3筆を追加したいということです。

変更による追加筆は、

〇〇〇〇氏所有

字〇〇〇〇番 地目 畑

字〇〇〇〇番 地目 畑

〇〇〇〇所有

字〇〇〇〇番 地目 畑です

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

当該地は〇〇〇〇線、〇〇〇〇より東に300m先左側に位置します。東に原野に西に住宅、北側に畑があり、切土の造成工事はなく雨水は地下浸透で処理します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今、説明のありました、地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請番号1に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請番号1に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第4号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第4号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それぞれでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第4号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号90を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、全て承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時25分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月19日

石川町農業委員長

議事録署名人

2番

3番
